

(共催)「衛生推進者養成講習会」の開催について

労働安全衛生法第12条の2及び安全衛生規則第12条の2により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては安全衛生推進者又は衛生推進者の選任が義務付けられています。

今回の衛生推進者は、銀行業、証券業、生保・損保業等の各店舗、飲食業、企業本社、映画演劇業、教育研究業、人材派遣業等の業種において選任が必要です。

記

- | | |
|----------|--|
| 1. 日 時 | 令和8年1月28日(水) 9時30分～16時15分 |
| 2. 場 所 | 小田原市民交流センター UMECO 会議室7 (小田原市栄町1-1-27) |
| 3. 講習内容 | 1) 衛生推進者の職務(1H)
2) 作業環境管理及び作業管理(1H)
3) 健康の保持増進(1H)
4) 労働衛生教育(1H)
5) 関係法令(1H) |
| 4. 会 費 | 【会員・一般】10,030円(受講料8,930円、テキスト1,100円) |
| 5. 定 員 | 18名 |
| 6. 方 法 | NET申込 ※下部参照 |
| 7. 持 ち 物 | 受付にて下記証明書等のいずれかひとつをご提示いただき、ご本人確認をさせていただきます。
①国の法律に定められた免許証(自動車運転免許証、衛生管理者免許証等)
②住民基本台帳(住基カード)、マイナンバーカード、住民票、戸籍抄本(謄本)
③健康保険被保険者証(健康保険証) ④ パスポート(旅券) ⑤ 学生証、卒業証明書
⑥ 外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書
⑦ 平成28年2月1日以降に交付された当協会発行技能講習修了証および再交付修了証 |
| 8. 申込期限 | 1月19日(月)まで |
| 9. 取消期限 | 1月22日(木)まで <u>それ以降は受講料の返金はできませんので、ご了承下さい。</u> |



- * 当講習会の受講及び修了者台帳に関する以外の目的で個人情報を流用することはありません。
- * 修了証発行のため氏名は戸籍上の漢字、生年月日の正確な入力をお願いいたします。
- * 旧漢字等で正しく入力できない場合は、お手数ですが申込後にご連絡をいただけますようお願いいたします。

【※ NET申込みの方法】

小田原支部ホームページからの NET申込

NET申込み方法については、次ページフロー を参照ください。

【NET申込みのメリット】

- ① 会員様は会員価格から、更に「300円引き」になります。(一部適用外講習あり)
- ② 受講票／適格請求書／申込明細 が申し込み段階で、印刷出力することが出来ます。
- ③ NETメンバー登録が必要ですが、一度登録すれば、以降、事業場基本情報の入力は不要になります。

